

産業廃棄物最終処理（管理型）施設維持管理計画書

項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
<p>[産業廃棄物の搬入（受入）処分方法]</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物受付方法・搬入者等。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 排出者（委託契約業者）・産業廃棄物収集運搬業者（委託契約業者）の車輛による搬入。 2) 自社産業廃棄物収集運搬車輛による搬入。 3) 施設入口（管理棟）で受付をする。 2. 受付場所での産業廃棄物の確認・計量・管理記録票等。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 受入産業廃棄物が、当該施設で処理できる品目の確認、及び当該施設の処理能力に見合った量の確認、目視等の結果、当該施設で処理できない廃棄物及び有害廃棄物（物質）が混入・付着しているのが判明した場合は、受付を拒否する。 2) 受入の際に、産業廃棄物の発生場所・内容物・量等を確認できる書面（マニフェスト伝票）を提出させる。 3) 管理記録伝票（マニフェスト）記載と搬入産業廃棄物の相違を確認。 4) トラック・スケールによる計量。 5) 維持管理記録簿へ記載（別紙添付）。 3. 産業廃棄物処理（投入）方法 <ol style="list-style-type: none"> 1) 搬入車輛を誘導（積み替え・保管等は行わない）。 2) 廃棄物を投入前に当該施設で処理できる品目の再確認（車上を目視等による再確認を行う）。当該施設で処理できない廃棄物及び有害物質が混入・付着しているのが判明した場合は、処理の拒否をする。 3) 搬入車輛より直接投下。 4. 産業廃棄物受入時間及び作業時間（営業時間） <p style="text-align: center;">午前8時 から 午後5時 まで</p>
<p>第1条第2項 第1号 関係 [産業廃棄物の飛散・流出]</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 処理施設 <ol style="list-style-type: none"> 1) 管理方法：既設の囲い設備により、処理施設以外への産業廃棄物の飛散等を防止、既存堰堤設備により、産業廃棄物の流出等を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ：埋め立て処分時に飛散しやすい物がある場合は、埋立作業終了後速やかに、覆土・転圧・締固め等を行う。 ：地震・台風時には特に気を付けて巡回を行う。 ：飛散物が有る場合、即、飛散物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じ、柵・堰堤等の点検をし、再発を防止する。 ：流出物が有る場合、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物を回収、その他の生活環境の保全上必要な措置を講じ、流出防止用の堰堤等の点検をし、再発を防止する。 2) 点検内容：処理施設内外全般。 3) 点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 4) 点検頻度：2回以上/日（朝・夕2回、休業日を除く）。 5) 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 2. 搬出入路 <ol style="list-style-type: none"> 1) 管理方法：搬出入路に産業廃棄物の飛散・流出物が有る場合、即、飛散・流出物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ：産業廃棄物収集運搬車輛運転手等に荷台にかけるシート等の維持・管理等の注意を促し、再発等を防止する。 2) 点検内容：搬出入路全般 3) 点検方法：当社職員による、監視・巡視により確認。 4) 点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5) 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載する。

項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
第1条第2項 第2号 関係 [悪 臭]	◎ 薬剤（消臭剤（脱臭クリーン液：東洋クリーン化学㈱製））は随時管理事務所に設置しておく。 1)管理方法：悪臭の発生防止に努め、施設内外を清潔に維持する。 ：悪臭を確認した場合は、即、薬剤（消臭剤）散布・必要に応じて覆土等適正な処置を行う。 ：悪臭の発生原因等を調査・確認を行い、再発等を防止する。 2)点検内容：産業廃棄物最終処分場、浸出水貯留施設、処理施設浸出水処理施設周辺の点検。 ：搬入時に搬入車輛等の悪臭を点検。 3)点検方法：当社職員による監視・巡回により悪臭を確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6)そ の 他：薬剤（消臭剤）カタログ添付
第1条第2項 第3号 関係 [火災・消火 設備]	◎ 処分場管理棟内に消火器2器を常備（既設）する。 浸出水処理施設内に消火器2器を常備（既設）する。 1)管理方法：火災が発生しないように維持・管理を行う。 ：火災の発生時には、消火器による消火をする。又、消火器による消火が困難な時は、消化器による消火に務めながら、消防署に連絡をする。 ：火災発生の原因等調査し、再発を防止する。 ：消火器は、随時使用できるように点検・整備する。 ：品質保持期限等の確認をし、保持期限には即交換等を行う。 2)点検内容：火 災：処理施設内外全般。 消火器：品質保持期限の確認、即使用可能状況の確認。 3)点検方法：火 災：当社職員等による監視・巡視により煙り等の点検。 消火器：当社職員等による消火器を随時使用できるように点検。 4)点検頻度：火災発生：1回以上/日（休業日を除く）。 消 火 器：1回以上/週（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6)そ の 他：消火器カタログ・写真添付
第1条第2項 第4号 関係 [衛 生 害 虫]	◎ 殺虫剤（トルネードフロアブル：デュボン㈱製）を処分場管理棟内に常備する。 1)管理方法：蚊・はえ等の発生防止に努め、施設内外を清潔に維持する。 ：衛生害虫発生・確認時には、衛生害虫に適した薬剤（防虫剤）を散布、覆土等をし、原因等を調査し、再発を防止する。 ：鼠・野犬・野鳥等の餌になる様な物は、即時覆土等を行い、鼠・野犬・野鳥等が来ないようにする。又、野犬等の侵入には、柵により侵入防止をし、原因等を調査し、再発を防止する。 2)点検内容：産業廃棄物最終処分場、浸出水貯留池、処理施設浸出水処理施設等の監視巡回。 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6)そ の 他：殺虫剤カタログ添付

項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
第1条第2項 第5号 関係 第2条第2項 第1号イ関係 第2号イ関係 [第三者立入 禁止設備]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 産業廃棄物最終処理場周辺に既設の侵入防止柵（有刺鉄線付）・立入禁止看板があり、関係者以外の立ち入りを防止している。 ◎ 産業廃棄物最終処理場入口に既設の門扉（鋼鉄製・鍵付）があり、関係者以外の立ち入りを防止している。又、鍵は、経営管理者（取締役）が持ち、開閉を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1)管理方法：門扉は、既設の施設をそのまま閉鎖まで使用、移動等はない。 ：強風・地震・台風・積雪時等には特に気を付けて巡回を行う。 ：門扉傾斜時・崩壊時には、即、立て替えを行い、再発を防ぎ、維持・管理を徹底する。 2)点検内容：門扉の開閉状況・錠の有無・柵・立入禁止看板の崩壊等。 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第2項 第6号 関係 [表示（立札） 設備]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 産業廃棄物最終処理場入口に産業廃棄物最終処理場の表示（看板）を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)管理方法：入口部分に設置をし、移動等はない。 ：看板の記載事項に変更等が生じた場合は、速やかに、記載内容を書き換える。 ：強風・地震・台風・積雪時等には特に気を付けて巡回を行う。 ：標示板傾斜時・崩壊時には、即、立て替えを行い、再発を防ぐ。 2)点検内容：標示板等の傾き・崩壊・遮蔽物の除去等。 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6)そ の 他：様式別紙添付及び写真添付。
第1条第2項 第7号 関係 [貯留構造物 (堰堤) 設備]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 既設堰堤を維持・管理する <ul style="list-style-type: none"> 1)管理方法：地震時、台風時には特に気を付けて巡回を行う。 ：堰堤が崩壊（損壊・破損）するおそれがあると認められた時には、産業廃棄物の受入れを中止、写真撮影等を行い、即、必要な措置（応急措置）を講じ、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 ：堰堤崩壊時には、写真撮影等を行い、飛散流出物の有無を確認、飛散・流出物がある場合、即、飛散流出物を回収、堰堤崩壊部分を修理し再発を防止すると同時に関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 2)点検内容：堰堤等の傾き・崩壊、雨水等排出施設等 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視(沈下等の有無は水準測量等を行う)確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 堰堤の沈下等の有無確認＝2回以上/年 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第2項 第8号 関係 第9号 関係 [遮水設備]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 既存の遮水設備を維持・管理する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)管理方法：産業廃棄物投入時には作業員が付き添い等をし、弛み・損傷（亀裂）等に細心の注意を払い作業を行なう、又、遮水設備周辺での産業廃棄物投入時には畳み等で遮水設備を保護し投入する。 ：地震時、台風時には特に気を付けて巡回を行う。 ：弛み・損傷（亀裂）時には写真撮影等を行い、即、損傷（亀裂）部分を補修し、再発を防止すると同時に関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 2)点検内容：損傷（亀裂・弛み）等 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 ：地下水観測井戸等の水質検査結果により、遮水設備の点検。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。

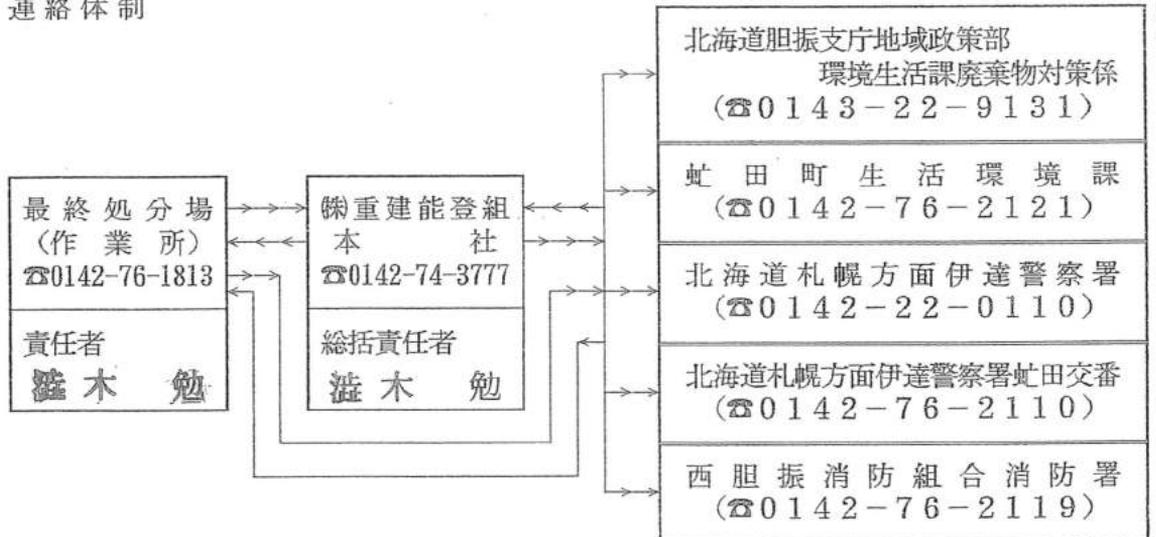
項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
第1条第2項 第10号イ関係 第10号ロ関係 第10号ハ関係 第10号ニ関係 第11号 関係 第2条第2項 第2号ハ関係 第2号ニ関係 [地下水観測 施設]	◎ 既存の地下水観測施設を維持・管理する。 1. 地下水観測施設 1)管理方法：浮遊ゴミ・土砂等の侵入防止蓋等の維持、蓋等の崩壊時には、崩壊部分を直し再発を防止する。又、地震時には損傷・水位等を確認する。 2)点検内容：観測井戸への土砂等の侵入等を防ぐ蓋等の確認 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 2. 地下水質検査 1)検査項目：水質検査記録簿（別紙添付）記載事項。 2)検査頻度：全 項 目=1回/年。（委託） :電気伝導率・塩化物イオン濃度=1回/月。（委託） 3)検査方法：室蘭市・ノーステクノリサーチ㈱に委託。 4)検査記録：水質管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 5)水質測定結果異常時の措置：月1回行う、電気伝導率・塩化物イオン濃度が、前月より濃度等が高い場合には、速やかに地下水全項目を測定する。 :水質（全項目）測定結果、環境基準を超過した場合は、一時閉鎖を行い、胆振支庁環境生活課へ連絡すると同時に、原因究明に努め、胆振支庁環境生活課の指導を仰ぐ。
第1条第2項 第12号 関係 第1条第2項 第15号 関係 [雨水処理 設備]	◎ 既存の雨水処理施設を維持・管理する。 1)管理方法：雨水側溝の通水状況を把握。 :地震時、台風（降雨）時には特に気を付けて巡回を行う。 :雨水側溝の通水状況が悪い場合は、堆積土砂等を取り除く。 2)点検内容：雨水側溝の通水状況を把握。 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により、土砂等の堆積物の有無を確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第2項 第13号 関係 [調整池施設]	◎ 既存の調整池施設を維持・管理する。 1)管理方法：浮遊塵芥・土砂等の侵入防止・水位等を管理、浮遊塵芥及び土砂等の侵入・堆積時には、堆積土砂・浮遊塵芥の除去。 :地震時、台風（降雨）時には水位等を確認、漏水には特に気を付けて監視・巡回を行う。 :調整池が崩壊（損壊・損傷）するおそれがあると認められた時には、浸出液の導入を中止し、写真撮影等を行い、即、応急措置等必要な措置を講じ、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 :調整池崩壊（損壊・損傷）時には、写真撮影等を行い、浸出液の導入を中止し、調整池崩壊（損壊・損傷）部分を修理し再発を防止すると同時に関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 2)点検内容：崩壊・遮水シート等の損傷（亀裂）等の確認。 3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 4)点検頻度：1回以上/日（休業日を除く）。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。

項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
第1条第2項 第14号 関係 [浸出液処理 施設]	<p>○浸出液処理施設</p> <p>1)管理方法：随時管理方法：放流水の水質が排水基準に適合するように、浸出液処理施設（機械・薬品類）の正常稼働を維持管理する。 （計器設備の作動状況の把握）。 ：冬季期間管理方法：建築物（浸出液処理施設全体を建築物で覆う事で風・雨水・凍結・積雪から浸出液処理設備を守る）の維持・管理をする。</p> <p>2)点検内容：随時点検内容：浸出液処理施設（機械・薬品類）の正常稼働の確認。 ：冬季点検内容：受水槽（水中バッキューレーターポンプで水中を波立をし、対流により凍結を防止）の正常稼働の確認。 ：配管の勾配、配管の保温筒・サーモ付ヒーター等の正常稼働の確認。 ：計測機器等の凍結防止保温ランプ等の点検。</p> <p>3)点検方法：当社職員等による監視・巡視により確認。 ：メーカーによる定期点検。</p> <p>4)点検頻度：処理場稼働中＝自 社（夏季期間）＝1回以上/日。 ＝自 社（冬季期間）＝2回以上/日。 ＝北英設備㈱による定期点検＝1回以上/月。</p> <p>5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。</p> <p>○放流水</p> <p>1)管理方法：放流水の水質が排水基準に適合するように維持管理する。</p> <p>2)点検内容：浸出液処理施設（機械・薬品類）の正常稼働の確認。</p> <p>3)検査項目：検査項目（別紙添付）記載。</p> <p>4)検査頻度：全 項 目＝1回/年（委託）。 ：水素イオン濃度・生物化学的酸素要求量・化学的酸素要求量 ・浮遊物質質量・窒素含有量＝1回/月（委託）。</p> <p>5)検査方法：室蘭市・ノーステクノリサーチ㈱に委託</p> <p>6)検査項目：水質検査記録簿（別紙添付）項目。</p> <p>7)検査記録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。</p> <p>8)水質測定結果異常時の措置 ：放流水の水質検査の結果、排水基準地を越えている場合は、処分場を一時閉鎖・放流を中止、関係官庁に報告すると同時に、原因究明に努め、それに見合った措置を取りながら更に関係官庁の指導を仰ぐ。</p>
第1条第2項 第16号 関係 [通気装置 (ガス発生)]	<p>1)管理方法：土砂等による目詰まり・崩壊等に注意する。</p> <p>2)点検内容：品質保持期限の確認、即使用可能状況の確認。</p> <p>3)点検方法：廃ガス測定調査方法は、自社による測定（手動による測定）等（廃ガス測定計器：仕様書～別紙カタログ参照）。</p> <p>4)点検頻度：処理場稼働中（施設点検）＝1回以上/日（休業日を除く）。 ：処理場稼働中（測定点検）＝1回以上/月。</p> <p>5)点検項目：廃ガス測定調査項目は、CH₄、CO₂、廃ガス量、廃ガス温度、廃ガス湿度。</p> <p>6)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。</p> <p>7)異常時の措置：産業廃棄物の受入を一時中止し、原因究明に努め、それに見合った措置を取る。</p>

項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
第1条第2項 第17号 関係 第18号 関係 [開口部閉鎖]	1)管理方法：開口部から産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生、雨水の浸透を抑制するため、1mの覆土をし、転圧・締固を行う。 : 廃止届出提出後、雨水の浸入・覆土等の流出を防止するため、樹木を植栽する。 : 地盤の沈下等の確認。 : 樹木の育成。 : 雨水の浸入・覆土等の流出時には、芝生吹き付け、種子蒔き等必要な措置をする。 2)点検内容：地盤の沈下等の確認・樹木の育成状況等。 3)点検方法：地盤の沈下等=自社による水準測量。 4)点検頻度：1回以上/月。 5)記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第2項 第19号 関係 [維持管理 記録簿]	1. 記 録 簿 1)産業廃棄物処理施設維持管理記録簿（別紙添付） 2)水 質 検 査 記 録 簿（別紙添付） 3)産 業 廃 棄 物 積 荷 目 録（管理票（マニフェスト）） 2. 維持管理記録簿保管期間 1)施設の維持管理に関する点検・検査の記録簿は、当該最終処分場の廃止まで本社において保管する。 2)水質検査記録簿は、当該最終処分場の廃止まで本社において保管する。 3)産業廃棄物積荷目録（管理票（マニフェスト））は、月別・搬入者別・産業廃棄物の種類ごとにし、パソコンにより本社で管理を行う。 3. 維持管理記録簿・産業廃棄物積荷目録の縦覧場所・縦覧日時・縦覧対象者 1)縦覧場所：本社において。 2)縦覧日時：営業日・営業時間内（午前8時から午後5時まで）。 3)維持管理記録簿・産業廃棄物積荷目録の縦覧対象者：縦覧希望者全員とする。
ダイオキシン類 関係	1)検査箇所：地下水・放流水 2)検査頻度：1回/年（委託）。 3)検査方法：室蘭市・ノーステクノロジーセンターに委託 4)検査記録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 5)水質測定結果異常時の措置 : 水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、関係官庁に報告をすると同時に、原因究明に努め、関係官庁の指導を仰ぐ。又、それに見合った生活環境の保全上必要な措置を取る。
そ の 他	維持管理積立金 埋立処分の終了するまでの間、毎年度、知事が通知をする額の金額を維持管理積立金として積み立てをいたします。 管理設備 管 理 棟：1棟 生活環境目標数値 1)大気：大気汚染に係る環境基準以下を保持。 2)水質：人の健康の保護に関する公共用水域及び地下水質の環境基準以下を保持。 3)騒音：騒音に関する環境基準以下を保持。 4)振動：特定工場等において発生する振動の規制基準以下を保持。

項 目	維 持 ・ 管 理 の 内 容
	大気・騒音・振動防止対策 1)大気汚染：風向風力等を考慮し作業することにより、粉塵の対策をする。 2)水質汚濁：水質汚濁物質を処理しない。 3)騒音：8時～17時の操業時間とし、それ以外の時間に操業をしない、風向風力等を考慮して作業することにより、騒音の対策をする。 4)振動：8時～17時の操業時間とし、それ以外の時間に操業をしないことにより、振動の対策をする。
	景観等 一般国道37号線・高速道路（道央道）より見えない位置にあり、景観等に与える影響は少ないと思われる。
	交通安全対策 ◎産業廃棄物搬出入車輛に道路情報等を提供、安全運転を促す。 ◎産業廃棄物収集運搬車輛運転手等に適性速度の厳守を促す。

緊急時連絡体制



- ◎ 定期点検とは、代表取締役等経営責任者数名で1ヶ月に一回以上行う検査を言う。
- ◎ 日常点検とは、取締役又は従業員等が作業開始前、作業中、作業完了時に行う点検を言う。

項 目	維持管理計画（埋立処分終了後から廃止までの維持管理計画書）
第2条第3項 第3号 関係 [堰 堤]	◎既設堰堤を廃止時まで維持・管理する 1. 管理方法：地震時、台風時には特に気を付けて巡回を行う。 ：堰堤が崩壊（損壊・破損）するおそれがあると認められた時には、写真撮影等を行い、即、必要な措置（応急措置）を講じ、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 ：堰堤崩壊時には、写真撮影等を行い、飛散流出物の有無を確認、飛散・流出物がある場合、即、飛散流出物を回収、堰堤崩壊部分を修理し再発を防止すると同時に関係官庁へ報告を行い、指導等を仰ぐ。 2. 点検内容：堰堤等の傾き・崩壊等 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡視（沈下等の有無は水準測量等を行う）による確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第3項 第2号 関係 [悪臭発散防止 措置]	◎薬剤（消臭剤（脱臭クリーン液：東洋クリーン化学㈱製））は廃止時まで、管理事務所に設置しておく。 1. 管理方法：悪臭の発散がない様、施設内外を清潔に維持・管理する。 ：悪臭を確認した場合は、即、薬剤（消臭剤）散布等適正な処置を行い、悪臭の発生原因等を調査・確認を行い、再発を防止する。 2. 点検内容：産業廃棄物最終処分場、浸出水貯留施設、処理施設浸出水処理施設周辺の点検。 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡回による悪臭を確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6. そ の 他：薬剤（消臭剤）カタログ添付
第1条第3項 第3号 関係 [火災発生防止 措置]	◎処分場管理棟内に消火器2器を廃止時まで常備する。 浸出水処理施設内に消火器2器を廃止時まで常備する。 1. 管理方法：火災が発生しないように維持・管理を行う。 ：火災の発生時には、消火器による消火をする。又、消火器による消火が困難な時は、消火器による消火に務めながら、消防署に連絡をする。 ：火災発生の原因等調査し、再発を防止する。 ：消火器は、随時使用できるように点検・整備する。 ：品質保持期限等の確認をし、保持期限には即交換等を行う。 2. 点検内容：火 災＝処理施設内外全般。 ：消火器＝品質保持期限の確認、即使用可能状況の確認。 3. 点検方法：火 災＝当社職員等により監視・巡視による煙り等の点検。 ：消火器＝当社職員等により消火器を随時使用できるように点検。 4. 点検頻度：火災発生＝2回以上/月（廃止時まで）。 ：消 火 器＝2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6. そ の 他：消火器カタログ・写真添付
第1条第3項 第4号 関係 [衛生害虫の発 生防止措置]	◎殺虫剤（トルネードフロアブル：デュボン㈱製）等を管理棟に常備する。 1. 管理方法：蚊・はえ等の発生防止に努め、施設内外を清潔に維持する。 ：衛生害虫発生・確認時には、衛生害虫に適した薬剤（防虫剤）を散布、鼠・野犬・野鳥等の生息を確認した時は、鼠には殺鼠剤、野犬・野鳥等は追い払い、侵入等の原因を調査し、再発を防止する。 2. 点検内容：産業廃棄物最終処分場、浸出水貯留池、処理施設浸出水処理施設等の監視巡回。 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡視による確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6. そ の 他：殺虫剤カタログ添付

項 目	維持管理計画（埋立処分終了後から廃止までの維持管理計画書）
第1条第3項 第5号 関係 第2条第3項 第2号口関係 [地下水水質]	<p>◎既存の地下水観測施設を廃止時まで維持・管理する。</p> <p>○地下水観測施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理方法：浮遊ゴミ・土砂等の侵入防止蓋等の維持、蓋等の崩壊時には、崩壊部分を直し再発を防止する。又、地震時には損傷・水位等を確認する。 ：地下水等の水質が、基準に適合の有無確認。 ：地下水水質の数値の変動の有無確認。 2. 点検内容：観測井戸への土砂等の侵入等を防ぐ蓋等の確認。 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡視による確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 <p>○地下水質検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検査項目：水質検査記録簿（別紙添付）記載事項。 2. 検査頻度：全 項 目 = 1回/年 （水質基準等に適合し、水質が安定するまで行う）。 ：電気伝導率・塩化物イオン濃度 = 1回/月 （水質基準等に適合し、水質が安定するまで行う）。 3. 検査方法：室蘭市・ノーステクノリサーチ㈱に委託。 4. 検査記録：水質管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 5. 水質測定結果異常時の措置：月1回行う、電気伝導率・塩化物イオン濃度が、前月より濃度等が高い場合には、速やかに地下水全項目を測定する。 ：水質（全項目）測定結果、環境基準を超過した場合は、胆振支庁環境生活課へ報告（連絡）すると同時に、原因究明に努め、胆振支庁環境生活課の指導を仰ぐ。
第1条第3項 第4号 関係 [衛生害虫の発 注防止措置]	<p>◎殺虫剤（トルネードフロアブル：デュボン㈱製）等を管理棟に常備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理方法：蚊・はえ等の発生防止に努め、施設内外を清潔に維持する。 ：衛生害虫発生・確認時には、衛生害虫に適した薬剤（防虫剤）を散布、鼠・野犬・野鳥等の生息を確認した時は、鼠には殺鼠剤、野犬・野鳥等は追い払い、侵入等の原因を調査し、再発を防止する。 2. 点検内容：産業廃棄物最終処分場、浸出水貯留池、処理施設浸出水処理施設等の監視巡回。 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡視による確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 6. そ の 他：殺虫剤カタログ添付
第1条第3項 第5号 関係 第2条第3項 第2号口関係 [地下水水質]	<p>◎既存の地下水観測施設を廃止時まで維持・管理する。</p> <p>○地下水観測施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理方法：浮遊ゴミ・土砂等の侵入防止蓋等の維持、蓋等の崩壊時には、崩壊部分を直し再発を防止する。又、地震時には損傷・水位等を確認する。 ：地下水等の水質が、基準に適合の有無確認。 ：地下水水質の数値の変動の有無確認。 ：排水処理施設の正常稼働調査。 2. 点検内容：観測井戸への土砂等の侵入等を防ぐ蓋等の確認。 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡視による確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 <p>○地下水質検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検査項目：水質検査記録簿（別紙添付）記載事項。 2. 検査頻度：全 項 目 = 1回/年 （水質基準等に適合し、水質が安定するまで行う）。 ：電気伝導率・塩化物イオン濃度 = 1回/月 （水質基準等に適合し、水質が安定するまで行う）。

項 目	維持管理計画（埋立処分終了後から廃止までの維持管理計画書）
	3. 検査方法：室蘭市・ノーステクノリサーチ㈱に委託。 4. 検査記録：水質管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 5. 水質測定結果異常時の措置：月1回行う、電気伝導率・塩化物イオン濃度が、前月より濃度等が高い場合には、速やかに地下水全項目を測定する。 ：水質（全項目）測定結果、環境基準を超過した場合は、胆振支庁環境生活課へ報告（連絡）すると同時に、原因究明に努め、胆振支庁環境生活課の指導を仰ぐ。
第1条第3項 第6号 関係 [保有水]	◎既存の調整池施設を廃止時まで維持・管理する。 ○保有水保管施設 1. 管理方法：浮遊塵芥・土砂等の侵入防止・水位等を管理、浮遊塵芥及び土砂等の侵入・堆積時には、堆積土砂・浮遊塵芥の除去。 ：地震時、台風（降雨）時には水位等を確認、漏水特に気を付けて監視・巡回を行う。 ：調整池が崩壊（損壊・損傷）するおそれがあると認められた時には、浸出液の導入を中止し、写真撮影等を行い、即、応急措置等必要な措置を講じ、関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 ：調整池崩壊（損壊・損傷）時には、写真撮影等を行い、浸出液の導入を中止し、調整池崩壊（損傷・損傷）部分を直し再発を防止すると同時に関係官庁へ報告をし、指導等を仰ぐ。 ：保有水の水質が、基準に適合の有無確認。 ：保有水の水質数値の変動の有無確認。 2. 点検内容：崩壊・遮水シート等の損傷（亀裂）等の確認。 3. 点検方法：当社職員等により監視・巡視による確認。 4. 点検頻度：2回以上/月（廃止時まで）。 5. 記 録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。 ○保 有 水 1. 管理方法：保有水の水質が排水基準に適合するように維持管理する。 2. 検査項目：検査項目（水質検査結果記録簿No.2：P17）記載。 4. 検査頻度：全 項 目＝6カ月に1回以上。 PH、BOD、COD、SS、窒素含有量＝3カ月に1回以上。 5. 検査方法：室蘭市・ノーステクノリサーチ㈱に委託 6. 検査項目：水質検査記録簿（別紙添付）項目。 7. 検査記録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第3項 第7号 関係 [発生ガス]	◎通気装置等は廃止時まで維持・管理をする。 1. 管理方法：土砂等による目詰まり等に注意する。 管理方法：埋立地（廃ガス管）からのガス発生（臭気）等の有無を確認。 ：埋立地（廃ガス管）からのガス発生量の変動の有無確認。 2. 管理内容：当社職員等により監視・巡視による確認。 3. 点検方法：廃ガス測定調査方法は、自社職員等による測定（手動による測定）等（廃ガス測定計器：仕様書～別紙カタログ参照）。 4. 点検頻度：1回以上/月（廃止時まで）。 5. 点検項目：廃ガス測定調査項目は、CH ₄ 、CO ₂ 、廃ガス量、廃ガス温度、廃ガス湿度等。 6. 点検記録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。
第1条第3項 第8号 関係 [埋立地内部 温度]	1. 管理方法：埋立地内部とその周辺の温度差を温度計により異常確認。 2. 管理内容：当社職員等より監視・巡視による確認。 3. 点検方法：地中温度測定調査方法は、自社職員等による測定。 4. 点検頻度：1回以上/月（廃止時まで）。 5. 点検記録：管理記録簿（別紙添付）に記載・保管。

項 目	維持管理計画（埋立処分終了後から廃止までの維持管理計画書）
そ の 他	産業廃棄物最終処分場廃止確認申請を行い、廃止基準に適合していることを確認の後、閉鎖する。